

長崎市農業委員会 令和 8 年 5 月総会 議事録

1 日 時 令和 8 年 5 月 29 日 14:00 開会
14:50 閉会

2 会 場 長崎市役所 7 階 大会議室（長崎市魚の町 4 番 1 号）

3 役 員 会 長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員（15 名）

池田 憲二	岩永 一也	岩本 隆	植田 正和	尾崎 正孝
上川 満治	柴原 恵	永岡 亜也子	野中 麻美	平尾 政博
増田 茂	峰 忠幸	森保 欣也	森山 安男	柳川 八百秀

5 欠席農業委員（4 名）

井川 義英 松尾 隆治 山口 眞佐栄 山崎 実男

6 出席推進委員（22 名）

今村 秀喜	浦川 英敏	川添 孝則	河平 久明	城戸 利美
久保 正	田中 幹生	中村 数昭	中山 辰也	野口 弘人
野口 洋太郎	野本 英世	濱口 雅洋	本田 雅博	松浦 行信
松本 貞幸	松本 守	三浦 信男	宮崎 好徳	村田 美津枝
森内 悟己	山口 憲昭			

7 欠席推進委員（2 名）

鶴田 安明 山下 和孝

8 出席職員

【農委事務局】大場事務局長 松尾事務長 平尾農政管理係長 中山農地係長 浦上主事

9 議事

【付議事項】

- (1) 長崎市都市計画審議会委員の推薦について
- (2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (3) 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について
- (4) 非農地の判断について

【報告事項】

- (1) 事務局長専決事項の報告について
- (2) 長崎県農業会議常設審議委員会について
- (3) 令和 8 年度農業委員会会長・事務局長会議（前期）について

【その他の事項】

- (1) 全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について
- (2) 農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出について
- (3) 令和 8 年 6 月、7 月の行事予定について

○事務長 それでは、ただ今から令和 8 年 5 月農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議事進行につきましては、農業委員会会議規則第 4 条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日はお忙しい中、5 月の農業委員会総会にご出席いただき、ありがとうございます。だんだんと暑くなってまいりました。6 月で利用状況調査の締切となっております。それから農作業も暑い中となっておりますので活動、作業をする際は十分注意して、熱中症にならないようにしていただければと思っております。それでは座って議事を進めさせていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は 15 名であり、在任委員の過半数が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び長崎市農業委員会会議規則第 6 条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。また、推進委員の出席は 22 名でございます。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を指名させていただきます。植田正和委員と池田憲二委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○植田農業委員・池田農業委員（承諾）

○議長 ありがとうございます。それでは、総会を進めさせていただきます。本日は、付議事項が 4 件ございます。まず初めに、第 1 号議案「長崎市都市計画審議会委員の推薦に

ついて」議案の説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは、第１号議案「長崎市都市計画審議会委員の推薦について」ご説明いたします。左上に①と記載した議案書の１ページをご覧ください。長崎市都市計画審議会は、長崎市都市計画審議会条例に基づき設置され、長崎市の都市計画の決定、変更、廃止等について審議を行っている機関で、現在 19 名の委員により構成されており、農業委員会からも農林部門の学識経験者として柳川委員が委嘱されております。現委員の任期が、令和 8 年 6 月 27 日をもって満了となることに伴い、次期委員の選任について 2 ページのとおり、長崎市長から推薦依頼があったため、この議案を提出するものでございます。3 ページをご覧ください。農業委員会から推薦する委員は、第 2 条第 2 項第 1 号の学識経験のある者にあたり、その任期は、第 3 条第 1 項第 1 号の規定のとおり 2 年になります。附属機関の設置等に関する基準の運用方針の規定により、委員の在任期間は 3 期又は 6 年以内のいずれか短い期間と制限されておりますが、現委員の柳川委員は現在 1 期・2 年の在任であります。運営委員会においては、引き続き柳川委員を推薦してはどうかという意見がっておりますので、これについてご審議いただきたいと思います。なお、資料の 6 ページから 9 ページに長崎市都市計画審議会運営規定を、10 ページには現委員の一覧表を掲載しておりますので、ご参照ください。第 1 号議案についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第 1 議案について、当該審議委員に立候補される方はいらっしゃるいませんか。いらっしゃるなければ、事務局から説明がありましたとおり、柳川委員を推薦したいと思いますがいかがでしょうか。

— 意見等なし —

○議長　ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第１号議案について、柳川八百秀委員を推薦することとしてよろしいでしょうか。

○委員全員　異議なし

○議長　ありがとうございました。柳川委員を推薦することといたします。柳川委員、よろしく願いいたします。

続きまして、第２号議案「農地法第３条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長　それでは、第２号議案「農地法第３条の規定による許可申請について」の内容をご説明いたします。まずは、第２号議案１番についてご説明いたします。議案書の１１ページをご覧ください。本件は第２号議案１番に記載する稲佐町の農地１筆について、譲受人が贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由としましては、譲渡人は、耕作が困難なため、譲受人は、農業を開始するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。農地法第３条第２項の許可要件につきましては、第１号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第４号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は１人で２００日ということで要件を満たしております。現地調査につきましては事務局より報告いたします。５月１９日に事務局と山下推進委員、岩本農業委員とで現地確認を行いました。申請地は露地野菜の栽培を行います。第６号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。第 2 号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第 2 号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第 2 号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。

続きまして、第 3 号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」ですが、6 番については私が対象の案件となっておりますので、他の議案と分けて審議いたします。それではまず、6 番以外の議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 続きまして、第 3 号議案「農用地利用集積等促進計画（案）の意見審議について」の内容をご説明いたします。まずは 1 番についてご説明いたします。議案書の 12 ページをご覧ください。本件は、第 3 号議案 1 番に記載する新牧野町の農地 1 筆 1,137 m²のうち 678 m²について、長崎県農業振興公社が 5 年の使用貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました新牧野町の農地について、5 年の使用貸借により、現在の借受人への利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、変わらず 7,849 m²のままであり、利用につきましては、露地野菜の栽培を行っています。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空

写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、借受者が次の２番と同一であることから、後ほど併せてご報告いたします。

続きまして２番についてご説明いたします。議案書は引き続き１２ページをご覧ください。本件は、第３号議案２番に記載する新牧野町の農地１筆４４５㎡について、長崎県農業振興公社が５年の使用貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました新牧野町の農地について、５年の使用貸借により、現在の借受人への利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、変わらず７,８４９㎡のままであり、利用につきましては、カンキツの栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、先ほどの１番と併せて、岩永一也委員からご報告いたします。

○岩永農業委員 現地調査１番及び２番についてご報告いたします。４月３０日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は１番、２番ともに、利用権の再設定を行うもので、利用については、１番についてはサツマイモ、２番についてはゆうこうの栽培を予定しています。現地の状況につきましては、特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして３番についてご説明いたします。議案書の１３ページをご覧ください。本件は、第３号議案３番に記載する宮崎町の農地１筆３４８㎡について、長崎県農業振興公社が１０年の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました宮崎町の農地について、１０年の賃貸借により、現在の借受人への利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、変わら

ず 1,130 m²のままであり、利用につきましては、露地野菜の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、松浦行信推進委員からご報告いたします。

○松浦推進委員 現地調査について報告します。4月30日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用については露地野菜の栽培を行っています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして4番についてご説明いたします。議案書は、引き続き13ページをご覧ください。本件は、第3号議案4番に記載する蚊焼町の農地1筆514 m²について、長崎県農業振興公社が10年の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました蚊焼町の農地について、10年の賃貸借により、現在の借受人への利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、変わらず6,105 m²のままであり、利用につきましては、カンキツの栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、借受人が次の5番と同一であることから、後ほど併せてご報告いたします。

続きまして5番についてご説明いたします。議案書の14ページをご覧ください。本件は、第3号議案5番に記載する蚊焼町の農地1筆661 m²について、長崎県農業振興公社が10年の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました蚊焼町の農地について、10年の賃貸借により、現在の借受

人への利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、変わらず 6,105 m² のままであり、利用につきましては、果樹の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、先ほどの 4 番と併せて、松本貞幸推進委員からご報告いたします。

○松本（貞）推進委員 現地調査について報告します。4 月 30 日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は 4 番及び 5 番ともに、利用権の再設定を行うもので、利用については、4 番はカンキツ、5 番はブルーベリーの栽培を行っています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして 7 番についてご説明いたします。議案書の 15 ページをご覧ください。本件は、第 3 号議案 7 番に記載する琴海戸根原町の農地 1 筆 1,846 m² について、長崎県農業振興公社が 10 年の賃貸借により利用権の新規設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました琴海戸根原町の農地について、10 年の賃貸借により、借受人への利用権の新規設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、4,899 m² となり、利用につきましては、花卉の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、田中幹生推進委員からご報告いたします

○田中推進委員 現地調査について報告します。4 月 30 日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の新規設定を行うもので、利用については花卉の栽培を行います。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でござ

います。

○議長 ありがとうございました。第３号議案６番以外について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第３号議案６番以外について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第３号議案６番以外について、計画相当と認めることに決定いたします。

続きまして、第３号議案６番につきましては、私が対象の案件であり、山口会長職務代理も欠席されておりますので、臨時議長の選任を行いたいと思います。年長者である岩本委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。それでは本議案につきましては、岩本委員に議長をお願いしたいと思います。私は一旦退席いたしますので、岩本委員さんは前の席にお願いします。

○議長 平尾会長に代わりまして、議長を務めさせていただきます。

それでは、第3号議案6番について、議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 続きまして6番についてご説明いたします。議案書は、14ページにお戻りください。本件は、第3号議案6番に記載する西海町の農地9筆計6,648.67㎡について、長崎県農業振興公社が5年の賃貸借により利用権の再設定を行い、公社が中間管理権を取得するものでございます。また、今説明いたしました西海町の農地について、5年の賃貸借により、現在の借受人への利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、変わらず24,582.13㎡のままであり、利用につきましては、露地野菜の栽培を行う予定です。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。○○の○側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、川添孝則推進委員からご報告いたします

○川添推進委員 現地調査について報告します。4月30日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は利用権の再設定を行うもので、利用についてはブロッコリーの栽培を行っています。現地の状況につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。第3号議案6番について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第3号議案6番について、異議な

しとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第 3 号議案 6 番について、計画相当と認めることに決定いたします。

それでは平尾会長の復席を認め、議長を交代いたします。

○議長 それでは引き続き、第 4 号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○農地係長 それでは第 4 号議案 1 番の非農地判断の年次計画案件についてご説明いたします。議案書の 16 ページから 20 ページをご覧ください。ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は伊王島町一丁目の 360 筆、計 66,057.56 m²でございます。調査対象範囲につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。対象範囲は伊王島地域センターの西側、一丁目の中央部に位置しております。次が拡大したものが 5 枚ほどございます。次が現地の写真です。現地の写真が 5 枚ほどございます。現地調査につきましては、調査を行いました松本貞幸推進委員よりご報告いただきます。

○松本推進委員 現地調査についてご報告いたします。3 月 11 日に事務局と伊王島町一丁目の一部について、現地確認を行いました。調査を行った 360 筆は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続きまして、第 6 号議案の 2 番から 4 番、非農地判断の個別案件についてご

説明いたします。議案書の 21 ページをご覧ください。ページの表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が 3 件、合計筆数が 9 筆、合計面積 1,805 m²について、非農地通知申出が提出されております。それでは、2 番について説明いたします。第 4 号議案 2 番に記載する現川町の農地 2 筆で、面積は計 337 m²でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しています。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、調査を行いました野口洋太郎推進委員よりご報告いただきます。

○野口（洋）推進委員 現地調査についてご報告いたします。5 月 14 日に事務局と現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続いて、3 番について、説明させていただきます。第 4 号議案 3 番に記載する西山四丁目の農地 5 筆で、面積は計 1,116 m²でございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、浦川英敏推進委員より報告をお願いいたします。

○浦川推進委員 現地調査についてご報告いたします。5 月 14 日に事務局と現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○農地係長 続いて、4 番について、説明させていただきます。第 4 号議案 4 番に記載する高浜町の農地 2 筆で、面積は計 352 m²でございます。申請地につきましてはスクリーン

をご覧ください。航空写真でございます。〇〇の〇側に位置しております。次が拡大したものになります。次が現地の写真です。現地調査につきましては、三浦信男推進委員より報告をお願いいたします。

○三浦推進委員 現地調査についてご報告いたします。5月15日に事務局と現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございました。第4号議案について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、皆様にお諮りいたします。第4号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第4号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。続きまして、報告事項に入ります。報告事項1「事務局長専決事項の報告について」事務局から説明をお願いいたします。

○農地係長 それでは、報告事項1「事務局長専決事項について」ご報告いたします。左側に②と記した報告事項の資料の1ページから2ページをご覧ください。農地法第4条第1

項第 7 号の規定による市街化区域内の転用の届出が、4 件提出されました。また、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内での権利の移動が伴う転用の届出は、2 件でした。計 6 件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項 2「長崎県農業会議常設審議委員会について」私の方から報告いたします。会議は、5 月 8 日に開催されました。資料は、3 ページと 4 ページになります。農地法第 4 条及び第 5 条転用許可申請につきましては、今月は当委員会からの諮問案件はありませんでした。諮問案件の件数等につきましては、資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、報告事項 3「令和 8 年度農業委員会会長・事務局長会議、研修会（前期）について」事務局から説明をお願いします。

○農政管理係長 それでは報告事項 3「令和 8 年度農業委員会会長・事務局長会議・研修会（前期）について」ご報告いたします。左上に②ー 1 と記載した報告事項 3 の冊子の 1 ページをご覧ください。令和 8 年 5 月 19 日から 20 日にかけて平戸市で開催された標記会議に、平尾会長と大場事務局長が出席されましたので、主な内容についてご報告いたします。次第の「4 説明・協議」の（1）情勢報告 「農業委員会をめぐる情勢と役割」については、資料の 2 ページをご覧ください。農業委員会への情報提供及び依頼事項として、「1 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の 5 年後見直し」、「2 地域計画のブラッシュアップに向けた取り組み」、3 ページの「3 営農型太陽光発電制度の見直し」、「4 農業委員会サポートシステムの最新化に向けた対応」、「5 今年は農業委員会統一改選の年」の 5 項目について記載のとおり説明がありました。1 ページの次第にお戻りください。次に 4 の（2）「令和 7 年度重点活動の結果と令和 8 年度重点活動目標等」について説明がありました。

資料の 4 ページをご覧ください。令和 7 年度の各農業委員会における重点活動の取り組み実績です。長崎市は右から 3 番目の農業者年金新規加入者の確保及び一番右の全国農業新聞の委員全員の購読について達成できております。資料 5 ページをご覧ください。「令和 8 年度重点活動数値目標」が示されております。④の農業者年金の新規加入者は 3 名、⑤の全国農業新聞の購読部数目標は 102 部などが目標設定されておりますので、目標に向けてご協力いただきますようお願いいたします。資料 6 ページをご覧ください。令和 8 年度は、「ひと月に 1 戸以上の「農家への声かけ」、総会や圃場に移動する際の「農地の見守り」をスローガンとする「ながさき農業委員会 1・1 運動」に取り組むこととなります。この「農家への声掛け」のなかで農地所有者や担い手の意向把握を行い、地域計画のブラッシュアップを図ります。次に資料 7 ページから 13 ページには令和 8 年 2 月 25 日に長崎県農業会議から長崎県知事あてに提出された意見書に対する回答を掲載していますので、こちらも後ほどご確認ください。その他、1 ページの次第に記載のと通りの説明や協議、意見交換が行われております。今回、掲載していない資料については、事務局で閲覧ができますのでご興味のある方は事務局にお申し付けください。また、翌日 20 日は、①平戸市森林組合、②平戸瀬戸市場の直売所の視察研修を行っております。報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

○上川農業委員 茂木地区上川です。会長、事務局長、会議への出席お疲れ様でした。改めてですが、この中で皆さん疑問にまだ思われる方が多いのが、地域計画のブラッシュアップという項目について知りうる範囲の説明をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長 一応、ブラッシュアップということで横文字でしてあるわけですがけれども、長崎

市もそうですけど、やはり 10 年後のですね、耕作者、誰がそこを耕作するかということがなかなか決めきれずに、色を付けきれずに白地が多いわけなんですよ、目標地図の中にですね。それでですね、できるだけ早く認定農業者とか企業が入って、それをだんだん、年次計画でもいいから決めていくことが、ブラッシュアップであって、なかなか一概に 10 年後の耕作者というのは決めきれないと思うんですけど、全国的にも多いんですよ。それで、そういうことを今から、やはり優良農地を大事にしていくという意味からも農地を荒らさないようにみんなで守っていくという大きな取組みだと思しますので、そこらへんがブラッシュアップということでございます。これも農林振興課あたりが中心になって、各地区で会議をずっと進めていかなければならないんですけれども、長崎市の場合はまだ、今作ったばかりで、去年は会議も地区懇談会も 0 だったんですね。よそはやってるんですけど、長崎市の場合はまだ 0 なんで、長崎かなり遅れているんですけれども、やはりだんだんこれから振興課あたりが中心になって、また農業委員会も中心となって話し合いをしながらずっとブラッシュアップをしていかなければならないんじゃないかと思っております。そういうことですので、分からない点がありましたら、詳しくお尋ねをいただければ、答えきるだけお答えしたいと思しますのでよろしくお願いします。以上です。

○上川農業委員 ありがとうございます。簡単に言えば、地域計画の具現化というような格好になろうかと思っています。局長におかれましても振興課等々に一応すり合わせをいただいて、長崎市は特に具現化が難しい地域でございますので、その辺の兼ね合いと各委員さんの具体的な指導の方針とかやり方とかをリーダーシップとしてやっていただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

○事務局長 ご意見いただきましてありがとうございます。先ほども平尾会長のお話のとおりでありますが、この会議の中では他都市の状況につきましてもお話がありまして、

他都市におきましては地域計画というのは期限が決まった中でしてるものですから、今の農地の状況を 10 年後このまま続くだろうということで、当てはめていっただけのような都市もあったようで、将来の 10 年後の見通しとしてはまだまだ甘いような市町もあったところです。そういう意味では、長崎市の地域計画につきましては会長がおっしゃられたように、10 年後まだまだ担っていく方が見通しが立たないという、いわゆる白地が分かっているという意味では、他都市に比べたらより現状をある程度正確に把握しているというところで進んでいるのかなと思います。じゃあそれを現実的に 10 年後、担い手さんを作って優良農地を守っていくというような話であれば、今後の担い手確保であったり農業振興というのをしっかりやっていかないといけないですし、地域の皆さんともじっくりと農業の今後の振興を含めて話をしていかないと進んでいかないと思いますので、私の方でしっかり農林振興課の方にも指示を出して進めさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○上川農業委員 改めてですけど、なかなか長崎市の農地というのは急傾斜地、狭地が多くて、一番の対策というのは新規参入者をやはり増やしていかないと、難しいと。それと、継承者もなかなかいないということで、そのへんの特化した形の、より具体的なものを計画をいただいて対応をお願いしたいと思っております。

○議長 ありがとうございます。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら続きまして、その他の事項 1「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」、及びその他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の

提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 それでは、その他の事項 1「全国農業新聞定期購読目標の達成状況について」ご説明させていただきます。左上に③と記載がある、その他の事項の冊子の 1 ページをご覧ください。令和 8 年度の目標部数は 102 部で、現在の購読部数は、先月の報告以降、増減があっておりませんので、88 部となっております。目標達成に向けてご協力いただきますよう、よろしくお願いします。次に、その他の事項 2「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録の提出」について説明いたします。資料の 2 ページから 3 ページに令和 8 年度上半期の活動記録集計表を掲載しております。先月の総会で決定しましたとおり、今年度の平均活動月日数は 8 日と設定していますので、週に 1 回「農地の見守り活動」及び「声かけ活動」を行っていただき、目標達成に向けて取り組んでいただきますようお願いいたします。その他の事項 1 及び 2 についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他に、ご意見・ご質問・ご報告等ございませんか。何でも結構です。

○城戸推進委員 勉強のために、昭和 40 年くらいに温州ミカンブームで山林を開墾して樹園地にして、その後担い手とか高齢化によって、また山林になってるものの判断について、また復元というか、森林化状態だったものがまた山林化。今農地台帳とかそういう農地農用地でエリアが組んであるわけですね。台帳は山林ばってん、その付近がエリアの

組み方が実際地目は山林原野ばってん、畑というふうな台帳上はなつととですよ。そこらへんどうなってるんでしょうか。また元に戻って、山になりますよということになるんですかね。

○農地係長 城戸委員のご質問に回答いたします。基本的に山林、私は存じ上げなかったんですけど、ミカン畑にしたということで、山林のままミカン畑にしたところと、山林から畑に地目変更したところがおそらく存在すると思います。法務局的に言えば、山林の地目のままでも現在再び山林化すると特に問題はないのですけれども、農地台帳の方にもし山林で現況地目が畑で載っている場合においては、再び山林化してしまったら、そこは農地ではなくなりますので、非農地の手続きが必要かと思われます。以上です。

○城戸推進委員 そのエリアを決めるのは農振が決めるとですよ。

○農地係長 地目の変更だけでしたら、特に農業振興地域は関係ないと思いますけれども、ちょっと私も知識不足なんですけれども、その当時そのへんの農林振興の方とどういう計画のすり合わせがあったのか不明なんですけれども、おそらく、基本的に山間部じゃないかと思われますので、私の知る限りではその情報を得てません。これについては一旦持ち帰って確認させていただきます。

○議長 やはり果樹、ミカンも特にですけどビワもですけど、マルチをしたり改植をしたりするときには補助事業を受けますので、そのときに農用地にしてるんですよ。農用地にしないと補助事業に該当しませんので、やはり山を開いて農地として畑としたところはいっぱいあるわけなんですけれども、補助事業の対象となるようにそういうふうにしたんじゃないかと思います。

○城戸推進委員 補助事業関連ですね。山でも樹園地にしたのはね。そうしないとお金が入らんと。それでも山に戻るとですもんね。

○柴原農業委員 もともと農振地域に入れたから補助金もらうとやったら、もともと山を畑に使うのは農振地域に入るのが前提なので、それは後の話じゃないんですかね。

○議長 やはり振興地域に入れてるんですよ。

○柴原農業委員 農地として山のままですか。

○議長 いや、山じゃなくてその時はミカン畑ですね。

○柴原農業委員 だから後の話でしょ。

○議長 ミカン畑にしてね、それで改植事業が始まってからもう数十年経ちますので、そういった改植事業やマルチを導入する場合は補助事業がありましたので、そういった場合にはやはり農用地にしかんと補助事業の対象になりませんでしたので、それからまた何十年経ってるので荒れだしてるんですよ。

○柴原農業委員 実際、私の畑も現況は農地台帳に入ってますけど、実際は半分荒れてます。半分は山になってます。そういう状況なんですね。

○議長 他にございませんか。

○野本推進委員 三重地区の野本です。昨日から三重川に含まれる有機フッ素化合物が基準値を超えているということで、三重川を利用しているのが5人いるんですよね、私含めて。原因究明を今からするとのことですが、もし影響があったら救済措置とかはあるんですか。

○事務局長 状況を含めて詳しく聞いてみまして、措置が状況次第というところはありませんけれども、今のところ、原因やどれくらいの影響があるのかというのが分からないままお答えしにくい話ではありますので、また何かありましたらこちらの方からご連絡を差し上げたいと思います。

○議長 他にございませんか。ないようでしたら、最後に、その他の事項3「令和8年6月、7月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○農政管理係長 — 行事予定について説明 —

○議長 それでは、これで5月の農業委員会総会を終了させていただきます。お疲れ様でした。